町内会・自治会に加入しましょう

町内会・自治会は、地域での「協力・助け合い・ふれあい」の場です。ぜひ、加入してください。

■町内会・自治会の活動■

○市内いっせい美化運動、花いっぱい運動などの地域環境美化運動
○交通安全や火災予防、地震災害があった場合の避難誘導や初期消火などの自主防災活動
○子ども会やPTAと協力した青少年健全育成活動
○納涼祭・運動会・キャンプなどのふれあいを高めるコミュニティ活動
○高齢者のための懇談会、文化的交流などの地域の友愛活動

■町内会・自治会への加入■

現在、居住している町内会・自治会への加入などの問合せは、区域の町内会・自治会会長（左表の行政連絡委員）へ直接電話してください。

■町内会連合会会長（敬称略）■

会　長　山本啓史
副会長　田村兼雄、伊藤保久

市では、市民の皆さんと市をつなぐパイプ役として行政連絡委員に、地域の問題を協議したり、市の行事への協力をお願いしています。行政連絡委員は、町内会・自治会会長として、地域のまとめ役も担っています。
平成19年度の行政連絡委員の皆さんを紹介します。

問合せ　生活安全課地域振興係

平成19年度羽村市行政連絡委員（敬称略）

区域名	氏　名	電話番号
川崎東	雨倉壽男	554−6552
川崎西	中野政夫	554−7350
上水通り	宮崎多昭	554−5823
神明台	新井昭生	554−5274
双葉富士見	山下國次	553−3741
双葉町松原	齋藤正夫	555−3816
神明台上	吉川精四郎	555−6608
神明台住宅	芳谷松男	555−0372
都営神明台	茅原賢志	579−2839
本町第一	古谷光一	579−7086
本町第二	臼井進	554−0391
本町第三	高田正敏	555−3982
東第一	指田勝己	554−6347
東第二	島田元男	554−1889
清流	木村重義	558−4193
緑ケ丘第一	中野芳久	554−1655
緑ケ丘第二	松本惇	554−6655
緑ケ丘三丁目	平辰男	555−3237
緑ケ丘西	宇津木晃	554−7603
五ノ神東	井上邦男	554−5253
五ノ神中	中島義信	554−2352
東台	田村兼雄	554−7256
富士見平第一	和田豊	554−0969
羽村団地	荻野信次	554−8789
奈賀一	志村德行	554−0844
奈賀二	冨松陽郎	554−0357
田ノ上第一	増田常夫	554−6627
田ノ上第二	指田幸三	554−1805
田ノ上第三	野崎功市	554−3441
旭ケ丘	吉澤幸男	579−7531
間坂第一	羽村彰	554−0986
間坂第二	並木邦夫	554−1158
宮地	大和昭造	555−6392
美原	小作四郎	555−6903
小作本町	高橋英保	555−2107
小作台東	伊藤保久	554−5581
小作台西	渡邊通	555−6332
栄町第一	清水勝	554−9812
栄町第二	松澤清一	555−0561

介護保険料

特別徴収額および特別徴収開始のお知らせを送付します

平成19年度介護保険料特別徴収額（年金天引き額）のお知らせ

平成18年度から継続して介護保険料（以下「保険料」）を年金からの天引きで納付している方のうち、6・8月分の保険料額が変更となる方に、平成19年度介護保険料特別徴収額（年金天引き額）のお知らせを送付します。

年金から天引きする保険料額は、介護保険法の規定で「4・6・8月分の保険料額は同年2月分（前年度分）と同額とする。ただし、2月分と同額にすることが適当でない場合には、6・8月分の保険料額を変更できる。」「10・12月・翌年2月分の保険料額は、賦課決定した当該年度の保険料から4・6・8月分の保険料額を差引いて割り振る。」とされています。

今回変更となる方は、2月分（平成18年度分）の保険料額のまま4・6・8月分を年金から天引きすると、平成19年度の保険料で、4・6・8月分の納付額の合計と10・12月・翌年2月分の納付額の合計の金額の差が大きくなってしまう方です。

この納付額の差を押さえるために、平成19年度の保険料を仮に平成18年度の保険料の所得段階を基に算出し、4・6・8月分の保険料額の合計と10・12月・翌年2月分の保険料額の合計がおおむね同じ額になるように6・8月分の保険料額を変更して調整します。

※7月に賦課決定する平成19年度の保険料の所得段階が平成18年度と変わる場合は、10・12月・翌年2月の保険料額の合計が変わってきます。

※10月分以降の保険料額は、7月に賦課決定して送付する平成19年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

変更例

平成18年度と19年度の所得段階が4段階(48, 000円)、平成19年2月の保険料額が4, 000円の場合

6・8月分の保険料を変更しないで天引きすると

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
4, 000円	4, 000円	4, 000円	12, 000円	12, 000円	12, 000円
3か月合計　12, 000円			3か月合計　36, 000円		
合計　48, 000円					

⇩

6・8月分の保険料を変更して天引きすると

4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
4, 000円	10, 000円	10, 000円	8, 000円	8, 000円	8, 000円
3か月合計　24, 000円			3か月合計　24, 000円		
合計　48, 000円					

平成19年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせ

平成18年度の保険料を納付書や口座振替で納付した方のうち、平成19年度の保険料を6月の年金から天引きで納付する方に、平成19年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

※10月分以降の保険料額は、7月に賦課決定して送付する平成19年度介護保険料額決定通知書でお知らせします。

●●問合せ　高齢福祉介護課介護保険係●●

ごみの出し方 DOWN

しっかり分別しましょう

雨の日の資源ごみAの出し方

資源ごみAは、大きく分けると紙類と布類になります。

●濡れてもリサイクルできます●

紙類（新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール）

紙類は、濡れてもリサイクルできます

ひもで束ねて、いつもごみを出している場所に出してください。雨を気にして、軒下などいつもと違う場所に出すと、収集もれの原因となります。必ずいつもと同じ場所に出してください。

●濡れるとリサイクルできません●

布類（古着・古繊維）

布類は濡れてしまうとリサイクルできません

翌週の資源ごみAの日に出してください。また、ビニール袋に入れてもそのビニール袋がごみになってしまい、ビニール袋をかぶせても運搬途中で濡れてしまう可能性があります。雨の降っていない収集日にひもで束ねて出してください。

出し方のポイント

①できるだけ、そのまま資源として再利用できる紙ひもを使用してください。

②領収書や手紙などプライバシーに関わるものは、細かく切って資源として出すか、または「燃やせるごみ」で出してください。

③下着や靴下、汚れのひどい紙類や古着は資源となりませんので「燃やせるごみ」に出してください。

「プラスチックごみ」の分別の仕方

プラスチックが「容器包装」であるか「製品」であるかを確認してください。

- プラマークを調べる
  - プラマークあり → 容器包装プラスチック（透明または半透明のレジ袋など）＊洗ってから出してください
  - プラマークなし → 厚さを調べる
    - キャッシュカードより厚い（硬質プラスチック製品） → 硬質プラスチック（任意の容器か透明または半透明のレジ袋など）
    - キャッシュカードより薄い（軟質プラスチック製品） → 燃やせるごみ（市指定収集袋（青色））

問合せ　生活環境課生活環境係

教えて！消費生活センター

死亡した父親の借金を支払わなくてはいけませんか？

Question 教えて！

父親が死亡した後、消費者金融から支払請求が届き、多額の借金をしていることがわかりました。

息子である自分が支払わなくてはいけないのでしょうか。

Answer お答えします

業者と交わした契約書が手元にないときは、業者から契約書の写しを取り寄せ、契約内容を確認しましょう。

次に父親名義の不動産、預貯金、債権などプラスの相続財産と借金や債務のマイナスの相続財産を調べます。マイナスの相続財産の方が多いときは、相続放棄をすることによって借金返済の責任はなくなります。この場合、プラスの相続財産も相続することはできません。相続放棄は相続人になったことを知ったときから、3か月以内に家庭裁判所に申請しなければいけません。

なお、死亡した方が生命保険の契約者（被保険者）で、保険金の受取人が相続人の場合、保険金は受取人の財産であるため、相続放棄をしても受け取ることができます。

問合せ　消費生活センター☎555−1111

困ったら、まず　消費生活センターへ

表彰

東京都市統計協議会統計事務功労者

村木和子さん（小作台在住）

長年にわたり、各種の指定統計調査事務において優秀な成果を収められ、他の模範となったことが認められたものです。

問合せ　庶務課庶務文書係

平成18年度東京都消防協会定例表彰

功労章

渡邉照夫さん（羽村市消防団第2分団長）

優良章

北浦尚之さん（羽村市消防団第3分団長）

臼井正樹さん（羽村市消防団第5分団長）

小俣敏彦さん（羽村市消防団第1分団長）

中　寿和さん（羽村市消防団第6分団長）

長年にわたり、消防活動に尽力され、地域の安全確保に貢献されています。

問合せ　生活安全課防災係

福祉

戦没者等のご遺族の方へ

第八回特別弔慰金の請求を受け付けています。戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日に公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます（支給要件有り）。

請求手続き　平成20年3月31日まで

申請先・問合せ　社会福祉課庶務係

平成19年度慰霊巡拝（国主催）

実施予定地域

(1)ロシア　ハバロフスク地方
(2)ロシア　チタ州・ブリヤート共和国
(3)ロシア　イルクーツク州・クラスノヤルスク地方
(4)カザフスタン共和国
(5)中国東北地区
(6)フィリピン
(7)マリアナ諸島
(8)ミャンマー
(9)トラック諸島
(10)東部ニューギニア
(11)ビスマーク・ソロモン諸島
(12)硫黄島

※地域によって実施時期などが異なります。詳しくは、問い合わせてください。

申込み・問合せ　東京都福祉局計画課援護係☎03－5320－4076／羽村市社会福祉課庶務係

心身障害者スポーツレクリエーションのつどい

スポーツをして気持ちの良い汗を流しながら、みんなで交流しましょう。

直接会場へお越しください。

日時　6月24日(日)午前10時～

会場　スポーツセンター第1ホール

※直接会場へお越しください。

持ち物　室内履き

問合せ　障害福祉課障害福祉係

心身障害者福祉手当の現況届を提出してください

対象の方に届出用紙を送付します。次の期間に提出してください。

期間　6月30日(土)までの午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

※土・日曜日も受け付けます（受付時間は平日と同じ）。

現況届は、現在手当を受けている方の受給資格を確認する大切なものです。「現況届」を提出するまで、手当の支給ができない場合があります。

問合せ　障害福祉課障害福祉係